

◆（山本由美子議員） ただいま議長より発言のお許しをいただきました公明党議員団の山本由美子でございます。

質問に入ります前に、本年元日に発生しました能登半島地震でお亡くなりになられました方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。1日も早い復旧をお祈り申し上げます。

また、被災地支援に従事していただいています職員の皆様にも深く感謝申し上げます。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

まず初めに、乳幼児健診の拡充についてお伺いいたします。

乳幼児健診は、病気など子どもの心身の異常の早期発見につながるだけでなく、保護者が育児の悩みを相談し、必要な支援に結びつけられる機会となっています。資料を御覧ください。

乳幼児健診については、母子保健法により、市町村において1歳6か月児及び3歳児に対する健康診査の実施が義務づけられており、国が財政措置を行っています。また、3～6か月頃、9～11か月ごろの健康診査についても国による財政措置が行われ、多くの自治体で実施されている状況となっています。

こうした中、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的に、国において新たに、1か月児及び5歳児に対する健康診査の費用を助成する健康診査支援事業が始まりました。この事業を導入するかどうかは、各自治体の判断に委ねられております。

そこでまず、本市における乳幼児健診の取組状況について、お尋ねいたします。

◎市長（桂川孝裕） 山本議員の御質問にお答えいたします。

本市の乳幼児健診につきましては、乳幼児期の成長発達の節目となる時期に、心身の異常の早期発見や相談の機会として実施しているところでございます。現在実施しております健診は4か月児、11か月児、1歳6か月児、3歳児の健診でございます。

◆（山本由美子議員） 本市においては4か月児、11か月児、1歳6か月児、3歳児の乳幼児健診を実施し、1か月児、5歳児の健診については未実施であることを確認させていただきました。出生早期の身体的疾患のスクリーニングや、保護者の不安に対する助言を行うことなどを主な目的とした1か月児健診については、本市の乳幼児健診として位置づけられていない状況ではありますが、現在、多くの方が出産された医療機関で、自己負担により1か月児健診を受診されております。

実施医療機関と本市との連携及び受診後の支援体制について、現状をお聞かせください。

◎市長（桂川孝裕） 議員御質問のとおり、現在1か月児健診につきましては、主に出産された医療機関を中心に実施されており、健診の結果については、心身の発育状況や子育ての不安などの支援の必要性がある場合には、医療機関から市へ連絡いただき、家庭訪問やその後の健診などで支援をしているところでございます。

◆（山本由美子議員） 支援が必要な方については連携をとっているということ、そしてまた関連質問ですけれども、里帰り出産など、亀岡市以外の他府県で出産された方々の受診状況、ある

いは受診後の結果について、現在はどのように把握されているのか、関連で聞かせていただきたいと思います。

◎市長（桂川孝裕） 他府県で里帰り出産後に1か月健診を受診された場合も、母子の健康状態などにより行政の支援が必要な場合は、医療機関から亀岡市への報告をいただいているところでございます。

◆（山本由美子議員） こちらのほうも、支援が必要な方は連携をとっているということで確認させていただきました。

それでは次に、3点目ですけれども、1か月児健診を本市の乳幼児健診として位置づけることで、さらに医療機関との連携が密になり、受診結果などの情報を活用することで、早期に産後ケアなどを含む必要な支援につながり、経済的負担も軽減されることが期待されます。

そこで、本市の乳幼児健診として、この1か月健診を導入する考えはないか、お尋ねいたします。

◎市長（桂川孝裕） 1か月健診につきましては、来年度に出生された方から対象として導入する予定といたしております。

実施に当たりましては医療機関での健診を想定しておりますため、京都府医師会などとの連携・調整が必要と考えており、今後必要な事務対応を進めてまいりたいと考えております。

◆（山本由美子議員） 令和6年度中に導入を考えているという御答弁をいただきましたけれども、本市において既に実施している乳幼児健診と同様に、健診費用については自己負担なしという方向で考えておられるのか、この点を確認させていただきたいと思います。

◎市長（桂川孝裕） 1か月健診の費用につきましては、一部国からの補助を活用し、保護者からの自己負担徴収はなしで進めていければと考えております。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。早期の導入をお願いしたいと思います。次に、4点目です。

国立成育医療研究センターの小枝達也副院長は、4歳～5歳は自閉スペクトラム症（ASD）や注意欠如・多動症（ADHD）等の発達障がい認知される時期であるが、これらの発達障がい就学時健診で指摘された場合、事後対応の期間が十分とは言えず、保護者の理解や支援体制の準備が十分に整わないと指摘され、5歳児健診の必要性を述べておられます。

本市においては、この法定健診である3歳児健診以降、就学時健診まで健診の機会がないというのが現状です。この間、5歳児健診に代わる本市の取組がありましたらお聞かせください。

◎市長（桂川孝裕） 本市におきましては、現在のところ、3歳児健診以降の支援といたしまして、保育所等の4歳児クラス全員を対象として、4歳児健康観察票事業を実施しているところでございます。この事業につきましては、就園までの発達の確認の機会として実施しております。

て、保護者へのアンケートにより、子どもさんの発達状況や保護者の相談を聞き取り、また併せて、就園先の保育所、幼稚園との連携を行う中で、専門機関への連携や就学に関わる相談につなげる事業でございます。この事業を通じて、子育てへの不安の軽減や発達の特性に合わせた支援に努めているところでございます。

◆（山本由美子議員） 全員にアンケート調査をされているということで、保育所とか幼稚園に通われている方は全員ということなんですけれども、保育園に通われてない方についてはどのように対応されているのか、お聞かせください。

◎市長（桂川孝裕） 保育園に通われてない方は、それぞれ個別に送付しておりますので、ほぼ全数を回収している状況でございます。

◆（山本由美子議員） ほぼ全数回収ということですが、中にはやっぱり返ってこないというか、大体回収率というのはどれぐらいなのでしょう。分かりますでしょうか。

◎市長（桂川孝裕） 現状、ちょっと把握しておりません。申し訳ございません。

◆（山本由美子議員） 通告してませんでしたので、申し訳ありません。でも、ほぼ全数回収をされてるということで聞かせていただきました。

5点目ですけれども、子どもの成長に不安を感じているけれども相談できる場がなく、1人で抱え込んでしまう保護者の方も少なくありません。自分の子どもの特性を理解して、関わり方などについて、保護者が専門家に相談できる場として、5歳児健診と、実施後のフォローアップ体制の充実は重要であります。そのことから、この5歳児健診と事後相談体制、子育て相談、心理発達相談、教育相談などがありますけれども、これらを整えておくことは、この1つのパッケージであると考えますけれども、御見解をお伺いいたします。

◎市長（桂川孝裕） 健診を実施し、その健診結果において発達の課題があり、支援が必要と判断された場合は、保護者の不安や対応方法へのお困り感に寄り添いながら、発達の課題に応じた適切な相談支援につなげる必要があると考えております。

このようなことから、関係機関との連携や地域での支援体制など、健診と併せた整備が必要と考えているところでございます。

◆（山本由美子議員） 1か月健診の場合は、令和6年度から実施していただけるということで、答弁いただいたのですけれども、この5歳児健診については、見通しはどうでしょうか。どういうところが課題になるのか、お聞かせください。

◎市長（桂川孝裕） 5歳児健診の導入に当たりましては、先ほど議員から御質問いただきました健診後の相談体制をはじめ、実施する内容や方法、スタッフの研修等、健診としての制度を構築する必要があると考えております。

今後は、国・府の考えや先進事例を踏まえながら研究してまいりたいと思います。  
先ほどのアンケートの回収率は99.7%ということだそうです。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

5歳児健診を導入した自治体では、不登校などの学校不適応が減少したという研究結果もありまして、その必要性というのはますます高くなっております。

そこで、もう今御答弁いただいたような感じなのですが、6点目としまして、本市の乳幼児健診として5歳児健診を導入する考えはないか、改めて聞かせてください。

◎市長（桂川孝裕） 大変申し訳ございません。今後、やはりしっかりと相談体制をはじめ実施する内容や方法スタッフの研修、診察としての制度を構築する必要があると考えておりますので、その辺をしっかりと取り組めるようにしてまいりたいと考えております。

◆（山本由美子議員） 発達障がいなどを早期に発見して、必要な支援につなげることができるように、5歳児健診の実施に向けまして、様々な課題はあるかと思っておりますけれども、支援体制の整備を行っていただくように要望したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは次に、認知症施策の充実について、お伺いいたします。

厚生労働省によりますと、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年には、65歳以上の約5人に1人、約700万人が認知症になると推計されています。

本年1月1日には、認知症の人が尊厳と希望を持って暮らせるよう、国や自治体の取組を定めた共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。具体的には、国民に認知症についての理解を促す啓発を行うことや、認知症の人が社会参加できる機会の確保、医療や福祉サービスの提供体制の整備などを進めることが掲げられており、認知症の当事者やその家族が安心して暮らせる環境整備が喫緊の課題となっております。

そこで1点目に、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族の方を温かく見守り、できる範囲での手助けをする認知症サポーターの養成講座や、認知症サポーター養成講座を修了した人が、より実践の活動につなげるためのステップアップ講座及びステップアップ講座受講者のうち、ボランティア活動への参加意思があるボランティア登録者の状況について、お尋ねいたします。

◎健康福祉部長（亀井鶴子） 健康福祉部長、お答え申し上げます。

認知症サポーター養成講座は平成18年度から開始し、令和5年12月末現在、253回開催し、延べ6,374人に受講いただいております。また、ステップアップ講座は、認知症サポーター養成講座を受講いただいた市民を対象に、コロナ禍の時期を除き、平成28年度から本年度まで計6回開催し、延べ94人に受講いただいたところでございます。

受講後のボランティアにつきましては、登録制度までは設けておりませんが、約半数の方のボランティア活動への参加意思が確認できているところでございます。そのうち、市の事業である認知症カフェへは、7の方に御協力をいただいているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

ステップアップ講座の受講をされた方が94人で、その半数、約50の方がボランティアの意思を持っておられるということで、そしてその中で、7人がもう既に活動していただいているということを答弁いただきました。

それでは次に、認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくりを進める観点から、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターなどが支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み、チームオレンジを、国においては令和7年度を目標に、全市町村で整備を目指すとしています。

令和4年9月議会で一般質問した際には、令和7年度のチームオレンジの整備に向けて、コーディネーター研修受講者を中心に取り組んでまいりたいという御答弁がありました。

そこで、チームオレンジ構築に向けた取組の進捗状況について、お聞かせください。

◎健康福祉部長（亀井鶴子） 本市では、市職員のコーディネーター養成研修の受講や、ステップアップ講座の開催による認知症サポーターの養成に取り組み、本人や家族の悩みやニーズの聞き取りの場として、認知症カフェを運営しているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） それでは今、御答弁いただいたのですけれども、本市の認知症カフェをチームオレンジとして位置づけるということによろしかったでしょうか。

◎健康福祉部長（亀井鶴子） はい。今おっしゃっていただいたとおり、認知症カフェの運営については、チームオレンジとして取り組んでいるものの1つでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） チームオレンジにつきましては、認知症の方とその家族を地域で支えていくための重要な取組であると認識しております。このチームオレンジについては、活動する場所を定めて、通いの場として行うタイプ、本市のように認知症カフェに来ていただいて、それをチームオレンジとするというタイプと、また外出支援、見守り、声かけなどの認知症の本人や御家族の居宅に向く支援など、チームオレンジにも多様な形が考えられますし、そしてまた、実際に様々な形で、チームオレンジが広がっているというのが現状であります。

チームオレンジは市に1つ作ったらいいいというものではなくて、地域ごとに作っていくというものになっておりますので、本市は今後どのような展望というか、展開を考えておられるのか、関連で聞かせていただきたいと思います。

◎健康福祉部長（亀井鶴子） チームオレンジは、今、議員がおっしゃるとおり、特別に構築していくものではなく、身近な地域で、当事者や家族を支える仕組みであると考えております。

ふだんからの声かけや見守り、助け合いの地域づくりの延長であり、地域包括支援センターや民生委員・児童委員などによる見守り活動から、地域でその人の居場所が確保され、支える関係者のネットワークができている場合などは、まさしくチームオレンジであると考えております。

今後は、関係者のネットワークに参加いただける認知症への理解のある認知症サポーターを増やし、地域の身近な場で活躍いただけることや、また、認知症当事者も地域を支える一員として活躍できるようになればと考えているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは次、3点目です。

認知症の方から就労や社会参加のニーズがあった場合、どのように対応されているのか、お聞かせください。

◎健康福祉部長（亀井鶴子） 認知症発症の年齢や程度など、状況により異なりますが、若年で発症された場合は、京都府若年性認知症コールセンターや、京都府こころのケアセンターの専門コーディネーターを御紹介させていただいております。高齢者の方の場合、同様のニーズがあった場合は、状況に応じて地域包括支援センターや障害者相談支援センター等、相談機関との連携を図り、社会参加につながるよう支援を行っているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

次に4点目です。

おひとり暮らしの場合、本人が気がつかないまま認知症の症状が進行してしまうということが少なくありません。認知機能と一緒に生活機能も低下することによりまして、郵便物がたまったり、また家賃が滞納になったり、そしてまた近隣トラブルが起りがちになるということで、周囲の方が異変に気づいたときには、もう既にひとり暮らしがままならないという状況になっているということで、私も御相談いただいたこともあります。ひとり暮らしの認知症、高齢者への対応がこれからは重要になってくると考えるのですけれども、その現状と課題についてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

◎健康福祉部長（亀井鶴子） ひとり暮らしの高齢者への対応といたしましては、認知症の有無にかかわらず、日頃から民生委員・児童委員や地域包括支援センター等を含め、地域で見守りいただいているところでございます。

ひとり暮らしの高齢者が認知症になった場合、自身の認知機能の低下に気づきにくく、支援者の介入が難しいという課題がございます。認知機能の低下が疑われ、医療受診につながらず、介護保険サービス等が利用できない場合は、認知症初期集中支援チームにより、医療受診の必要性の判断や、個々の状況に応じた支援方策の検討を行っているところでございます。

ひとり暮らしの高齢者はもとより、地域の住民一人一人が認知症への正しい認識や対応の知識を持って、発見や声かけのできる地域であるとともに、高齢者一人一人が元気なうちから居場所への参加、相談機関を知っていただくなどの準備が必要であると考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

本当に今、部長が答弁いただいたこと、まさしくそのとおりだと感じております。社会的孤立を防いでいかないといけないと思っているところです。

先ほどチームオレンジの話が出たのですけれども、やっぱり地域地域にそういう課題というか、認知症の方が求めておられるニーズというのが多分あると思うので、そういうところにこのチームオレンジというのを作って、認知症の方、そして御家族の方に寄り添う支援ができたらいいのかなと思います。市のほうでも職員さんがコーディネーターの研修を受けて、コーディネーターとして携わっていただいておりますので、その方が中心となって、チームオレンジを各地域で作っていただくことをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは5点目です。

高齢化に伴い、認知症の人は年々増加しており、2025年には700万人を超えると予測されております。これに伴って、認知症の人が引き起こしてしまう事故やトラブルが増えていることが懸念されています。

認知症の人が日常生活で他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりしたことなどにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に備えて、市が保険の契約者となり、認知症の方が補償を受けられる事業を実施する自治体が増えています。認知症の当事者やその家族などの不安、負担を軽減し、地域で安心して生活できる環境を整備することを目的に、本市においても、自治体による認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を導入する考えはないか、お伺いいたします。

◎健康福祉部長（亀井鶴子） 既に公的な被害救済制度の導入をしている自治体があることは、承知しているところでございます。

しかしながら本市としましては、認知症施策の一環として、国や京都府による一律的な公的支援制度の創設が望ましいと考えており、今後も国や京都府の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） この事業を実施している自治体が加入者向けにアンケートを行ったところ、認知症の人や御家族から、日常生活や外出における不安解消につながったという回答が89%という結果がありました。認知症の人やその家族、そして市民全体が安心して地域で暮らしていくための施策の1つとして期待されておりますので、この質問に関しましては、何回かしています。何が課題になっているのか、先進的に導入されている自治体も、しっかりとまた研究をしていただいて、できるだけ早く、この事業についても導入していただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

最後、6点目です。

軽度認知障害（MCI）は、認知症の前段階に当たる状態で、物忘れはあるものの、日常生活には大きな支障はなく、生活習慣の改善により、認知症機能の改善、回復が期待できます。軽度認知障害の状態をそのままにしていると、1年に約10%の割合で認知症へ移行すると言われております。

そこで、軽度認知障害（MCI）を早期発見し、予防につなげる認知機能の簡易チェック「頭の健康チェック」を導入してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

◎健康福祉部長（亀井鶴子） 健康なうちから自身の状態を知り、経年的な変化に気づくことで、早期発見につながることを望ましいと考えております。

御提案いただきました「頭の健康チェック」の導入につきましては、ほかのツールも含め、効果的な活用方法等について、今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） スクリーニングテストで早期発見できましたら、認知症の要因とされている生活習慣の見直しによって予防が図られたり、早期治療することで、進行や発症を遅らせることが可能となります。気軽にチェックできる環境の整備は非常に有意義であると考えますので、導入に向けて御検討いただきたいと思っておりますし、現在ホームページとか、認知症ケアパスにも、認知症セルフチェックというのを作っていただいているのですけれども、チェックするだけで、次の行動に移るといふふうにはならないので、今、部長が言っていたように、効果的なものになるように、工夫をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、防災対策についてお伺いいたします。

本年元日に発生した令和6年能登半島地震をはじめ、これまでの災害を教訓に、頻発、激甚化している自然災害に備えた取組を進めていくことが重要であると考えます。

近年の自然災害の頻発化に伴い、自治体間の連携は強化され、被災地をサポートする共助の枠組みは定着してきたと言われております。

一方で、大規模災害が発生した場合、東日本大震災や熊本地震など、過去の災害時に被災自治体においては、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中で、膨大な災害対応業務を行う必要があり、国や他の自治体、民間団体等からの人的応援を必要としながらも、目の前の業務に忙殺され、受入体制が調整できず、外部からの応援を十分に活用できない事態や、応援職員の派遣を断らざるを得ない事態が発生していました。

このような教訓を踏まえ、あらかじめ応援を必要とする業務や受入体制などを具体的に定めておくことにより、災害時に外部からの応援を円滑に受け入れ、その支援を最大限活用して、災害からの早期復旧を図ることを目的に、国は受援計画の策定を市町村に求めています。

そこで、本市の受援計画策定の現状と今後の見通しについてお尋ねいたします。

◎総務部長（山本安彦） 総務部長、お答えいたします。



災害時において、外部からの支援を迅速、的確に受け入れ、対応するための受援計画につきましては、地域防災計画の下位計画として、業務継続計画、BCPと申しますけれども、この業務継続計画を補完する計画と位置づけられております。

過去の災害、また、先々月発生いたしました能登半島地震においても、被災地に寄せられる支援は種類・量ともに膨大であり、被災自治体ではその対応に御苦労されている様子もうかがえることから、受援計画の必要性を感じているところでございます。

現在、本市では、亀岡市地域防災計画及び亀岡市災害対策本部活用計画により、外部からの支援の受入れは分野ごとに当該業務の担当班が対応することとしておりますが、その具体的な手順や方法等については明記していないのが現状でございます。内閣府の手引を基に、他市等の事例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） この受援計画の策定につきましては、本市の災害対応においても非常に重要になるものと考えております。既に受援計画を策定している自治体においても、能登半島地震の被災地での経験を基に、受援計画の改善を模索する動きも出ております。実効性のある受援計画を策定するためには、全庁的な理解や協力が必要ですので、この受援体制の必要性や体制整備を行うためのポイントなど、市町村の取組を推進するための映像の資料というのが内閣府でも作成されておりますので、今、部長も手引とっていただいたのですけれども、この手引とともにこちらも参考にさせていただいて、策定をお願いしたいと思います。

それでは次に、生活再建には欠かせない罹災証明書は、住家被害認定調査後に発行されます。能登半島地震において、罹災証明書の発行が遅れている自治体もあり、住家被害調査の迅速化が求められています。

そこで、罹災証明書を円滑に交付するため、住家被害の調査に必要な知識や技術などを習得し、調査に携われる職員を育成してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

◎総務部長（山本安彦） 住家の被害認定に先立つ調査につきましては、本市の災害対策本部では、市税務課をはじめ、計5つの課で構成する調査部調査班が担当しており、災害発生時には速やかに調査を実施する体制を整備しております。調査班に所属する職員に対しましては、本来、被災調査の手順や方法、必要な知識等を習得する機会を定期的に設けるべきところではございますが、多忙な日常業務の中におきまして、十分な研修等が行われていないのが現状でございます。

しかしながら、万一の災害時には必ず必要な知識でございますので、今後は内閣府の発行するマニュアルなどを用いながら、担当職員の知識の習得に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 国の防災基本計画に罹災証明書の発行体制の整備として、災害時に罹災証明書の発行が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成についても定められております。有事の際に迅速に対応ができるように、育成のほうもよろしく願いいたします。

それでは、次に3点目です。

地震などの災害時に避難生活を送る女性や妊産婦、乳幼児向けの用品について、全国の自治体で備蓄が進んでいないことが、2022年12月末時点の内閣府の調査で分かりました。乳幼児用品では、粉または液体ミルクが72.5%だったのに対し、生後半年ごろから必要となる離乳食は14.3%にとどまり、乳幼児が頻繁に取り替える紙おむつは66.9%、おしりふきは26.1%で、常備していない自治体も多いようです。

能登半島地震の避難所などでは、乳幼児がいる世帯が離乳食などの食事を十分に確保できないことや、断水やお湯の不足で粉ミルクを溶かせなかったという不安や課題を抱えておられていたことが分かりました。

そこで、災害時における避難所などでの子育て世帯の負担を軽減するため、液体ミルクや離乳食などの乳幼児向け備蓄物資を整備する考えはないか、お尋ねいたします。

◎総務部長（山本安彦） 乳幼児等を想定した食糧備蓄といたしましては、缶入り液体ミルク、スティック式粉ミルク、使い捨て哺乳瓶、ビスケット及び玄米がゆを常時備蓄しておりますが、議員御指摘の離乳食に関しましては、現在備蓄していないという状況でございます。

しかしながら、令和6年1月1日に発生いたしました能登半島地震におきましては、発災当初、一部の避難所等において、乳幼児のミルクや食料が一時的に不足したとの報道もございまして、避難所における離乳食の需要も一定見込まれますので、今後、離乳食の備蓄に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

離乳食についても、備蓄していくということで、前向きに御答弁いただきましてありがとうございました。

本市において、液体ミルクについては既に備蓄をさせていただいているのですけれども、賞味期限が短いということもあって、数的にはあまり多くありません。今回、離乳食のほうも要望させていただいて、導入していくということをお願いしたのでありますけれども、災害時に必要量の調達ができるように、あらかじめ民間事業者と協定を結ばれているのかどうか、現時点での確認をさせていただきたいと思っております。

◎総務部長（山本安彦） 品目を指定ということではございませんけれども、市内の大きな量販店とは協定をしているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

量販店とは災害協定を結んでいるということをお願いしたのでありますけれども、品目については決めていないとおっしゃっていたので、きっちりと協定の中に入れていただけるかどうかというのを、確認をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは4点目です。

防災士制度は、阪神淡路大震災の教訓を基に、自助共助による地域防災力の向上を図るために、NPO法人日本防災士機構が2003年に創設した民間資格です。本市においても令和4年度より、亀岡市防災士養成事業を実施していただいているところです。

そこで、自然災害が頻発する中、関心が高まっている防災士養成講座の現状と今後の取組についてお伺いいたします。

◎総務部長（山本安彦） 本市では、防災に関心の高い市民が防災士を取得し、将来的には地域の防災リーダーとして活躍していただけるよう、昨年度から、市独自に防災士養成講座を開催し、防災士の育成に取り組んでいるところでございます。講座は2日間の日程で行いまして、自然災害や防災に関する様々な科目について、各分野に精通いたしました講師の特色ある講義や演習科目、亀岡消防署の協力による普通救命講習など、充実した内容となっているところでございます。これまで102名が受講いたしまして、全員が防災士の資格を取得されたところでございます。

この防災士養成講座につきましては、今後も継続的に開催する予定でございまして、令和6年度は11月9日土曜日、10日日曜日の2日間で開催したいと考えているところでございます。

現在、準備をしているところでございまして、日頃防災に関心を持ちながら、地域の訓練など参加できなかった方も、防災士資格の取得を契機に、お住まいの地域や職場など、あらゆる場面で自信を持って活動に参加していただけるよう、本市といたしましても、意欲のある皆さんの資格取得を今後も支援していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） よろしくお伺いいたします。

次に5点目です。

令和6年2月6日、曾我部小学校において、能登半島地震の被災地支援に入られた本市職員の方から、防災学習として被災地でのトレイレーターの活動や、被災地の現状などの説明を聞いている様子が、新聞に掲載されておりました。本当に児童にとっては貴重な時間であったと思います。

そこで、防災に関する知識、技能を高め、災害時に適切な判断や行動ができる児童生徒を育成する防災教育の実施について、御見解をお伺いいたします。

◎教育部長（森岡浩之） 教育部長、お答え申し上げます。

本年の年初めに突如として発生いたしました令和6年能登半島地震を目の当たりにいたしまして、教育委員会といたしましても、改めて防災に対する備え、心構えの大切さを強く感じているところでございます。

本市におきましては、従来から市立幼稚園、小・中・義務教育学校において、毎年、火災、地震、不審者に対する避難訓練を少なくとも年3回実施しており、また、小学校の社会科の副読本で、亀岡市の自然災害のことを学んだり、さらには学校によって総合的な学習の時間において、地元で起きた水害を語り継ぐ講師の話を聞くなどの学習を行っているところでございます。

子どもたちに対して、これらの取組を通して、日頃から災害等に対する意識づけを行うとともに、いざというときに落ち着いた行動がとれるよう指導しているところでございます。

今後も年齢に応じて命を守る行動につながる防災教育を積極的に実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◎総務部長（山本安彦） 本市では、児童生徒が災害知識や実践力を体験的に身につけ、防災・減災意識の自己啓発につなげることを目的に、昨年度からこども防災士養成事業を実施しております。本年度は地震をテーマに実施いたしまして、児童 22 名が参加して、京都大学の地震観測所の見学やペットボトル地震計の制作、地震のバーチャル体験などを行い、災害の恐ろしさや非常時の対応などを学習いたしました。

子どもたちは日頃、通学時や放課後など大人の目の届かない時間帯もありまして、学習や体験を通じて身の回りの災害リスクを認識し、自らの安全は自らで守るという自助意識を持つことは大変重要であると考えておりますので、今後も子どもたちが防災に関心を持ち、防災・減災に関する事業や活動に参加できるよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

両部長が言ってくださったように、いざというときに行動の取れる防災教育をお願いしたいと思います。

それでは最後、6 点目です。

地震のほか豪雨災害など、どこでも起こり得る自然災害のことを考えると、避難所となる学校体育館の空調設備設置が重要であると考えます。

今回の能登半島地震でも、厳寒の中、避難所となっている体育館で毛布にくるまって寒さに耐えておられる被災者の方々が多くいらっしゃいました。また、近年の夏の猛暑を受け、熱中症対策の観点からも、エアコンの導入について考える必要があるのではないのでしょうか。

そこで、学校体育館への空調設備設置について、御見解をお伺いいたします。

◎総務部長（山本安彦） 市内の小中学校体育館につきましては、指定避難所として指定をしているところでございますが、議員御指摘のとおり、空調設備が設置されていないなど、避難所という視点では環境整備が十分ではない施設も多くあるのが現状でございます。

昨今は地球温暖化の影響もあり、夏場の台風シーズンには体育館内部は高温となることから、熱中症が心配され、逆に能登半島地震のような冬期の避難においては、低体温症やストーブによる火災の危険など、体育館を避難所として使用するに当たっては、空調の設置は大変重要であると考えているところでございます。

今後、避難所の環境改善の観点から、関係部署と協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 避難所機能強化に活用できる財源支援ということで、総務省の緊急防災・減災事業債、そして文部科学省の学校施設環境改善交付金というのがあります。これをしっかりと活用して、計画的にこの空調設備設置について考えていただきたいと思います。

最後に、市長、これ結構市長判断が大きいのですが、市長の御意見、聞かせていただきたいと思います。

◎市長（桂川孝裕） いろんな要望があり何を優先するか、その優先順位をつけて考えてまいりたいと思います。

◆（山本由美子議員） またしっかりと考えていただきまして、設置のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

これで私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。